

*ご使用前に必ずお読みください。ご契約いただきました Connector for SuccessFactors ソフトウェア製品(ソフトウェアの複製物をいいます。以下「本ソフトウェア製品」という)をご使用いただくためには、下記記載の「ソフトウェア使用許諾条項」の全てにご同意いただくことが必要です。「本ソフトウェア製品」を構成するコンピュータ・プログラム(以下「プログラム」という)のコンピュータ等へのインストール前に下記記載の「ソフトウェア使用許諾条項」を十分にお読みください。

「ソフトウェア使用許諾条項」にご同意いただけないお客様は、「本ソフトウェア製品」を注文いただいた販売店に、2週間以内に返却ください。また、「プログラム」をインストールされたお客様は、「ソフトウェア使用許諾条項」に同意されたものと見なされます。

本使用許諾契約書は、お客様が日本オプロ株式会社(以下「オプロ」という)から「本ソフトウェア製品」の使用許諾を受けたことの証明書となりますので、お客様にて保管いただきますようお願いいたします。

Connector for SuccessFactors 使用許諾条項

本 Connector for SuccessFactors 使用許諾条項は、お客様とオプロとの間の、「本ソフトウェア製品」の使用許諾に関する全ての関係に適用されます(以下「本契約」という)。

第1条(定義)

本契約において、次の用語はそれぞれ次の意義を有するものとします。

- 1)「ソフトウェア」とは「プログラム」と「関連資料」をいい、「オプロ・プロダクト・サポート・サービス提供約款」に基づき提供される「補修訂正版」および「バージョンアップ版」を含むものとします。
- 2)「関連資料」とは「プログラム」の使用に関連して提供されるユーザーマニュアルをいい、電子的形式で提供されます。
- 3)「ユーザー同時アクセスライセンス数」とは、ログインして「プログラム」にアクセスして使用できる端末ユーザー数をいいます。

第2条(使用許諾)

1. オプロは、お客様に対し、本契約に従い、「プログラム」を「本ソフトウェア製品」の注文書に記載の Business Technology Platform サブアカウント環境(指定環境)にインストールし、同注文書記載の「ユーザー同時アクセスライセンス数」に従い、レンタル期間中、日本国内および日本国外で、使用することのできる、譲渡不能の、非独占的ライセンスを許諾します。
2. お客様は、バックアップ目的の場合「ソフトウェア」を記憶媒体に一部のみ複製することができます。かかる場合、全ての複製物には「ソフトウェア」に表示されているのと同じ著作権表示を付すものとします。なお、バックアップのために別のシステム上に実際の運用環境と同一の環境を構築する場合かかる複製は許されず、別途ライセンスが必要となります。

第3条(制限事項)

1. お客様は、いかなる形式であれ、オプロの事前の承諾なく、次の行為を行うことはできません。
 - 1)「プログラム」を「指定環境」数を超えてインストールすること、その他本契約にて許諾された範囲を越えて「ソフトウェア」の全部又は一部を複製もしくは使用すること
 - 2)「プログラム」のアクセス管理技術の回避行為を行うこと
 - 3)「ソフトウェア」の全部又は一部を公衆送信し、または電気通信回線等を通じて他に送信すること
 - 4)「プログラム」を逆コンパイルもしくは逆アセンブルし、またはリバースエンジニアリングすること
2. お客様は、オプロの事前の書面による承諾のない限り、本契約に基づく使用権を第三者に再許諾もしくは譲渡し、または「ソフトウェア」の複製物を第三者に譲渡、転貸する等、その占有の移転をしてはならないものとします。
3. お客様は、「プログラム」をアプリケーション・サービス・プロバイダー事業に使用することはできません。

第4条(「ソフトウェア」に関する知的所有権)

1. 「ソフトウェア」の著作権は、すべてオプロに帰属し、国際条約および著作権法により保護されています。「ソフトウェア」は本契約に基づきライセンスされるのであって、「ソフトウェア」の著作権が譲渡されるものではありません。
2. 「プログラム」の構造、構成およびコードは、オプロの財産的情報である機密情報に該当します。
3. お客様は、「ソフトウェア」に表示されている著作権表示、商標表示その他の財産権表示を改変または除去してはならないものとします。

第5条(限定保証)

1. お客様は、自己の責任において本ソフトウェア製品を利用するものとし、オプロ及び販売代理店は、本ソフトウェア製品の利用からお客様に生じた損害について、コンピューターウィルス・不正アクセスその他事由による情報毀損・情報漏洩等の場合を含め、一切責任を負いません。
2. 「ソフトウェア」は「現状のまま」提供され、オプロは、「ソフトウェア」について何等の保証もいたしません。オプロは「ソフトウェア」にプログラミングの誤りがないこと、「ソフトウェア」の稼働に中断がないこと、「ソフトウェア」の機能または性能がお客様の特定の目的に適合するものであること、および「ソフトウェア」が第三者の権利を侵害するものでないことを含めて、一切、保証するものではありません。またいかなる仕様変更の義務も負いません。

第6条(責任の制限)

オプロは、請求原因の如何を問わず、「ソフトウェア」の使用に関連する(1)特別損害、間接損害および派生損害、(2)逸失利益、事業機会の喪失、データの損壊による損害並びに(3)第三者からの請求に基づくお客様の損害については責任を追

わないものとします。また、いかなる場合にも、オプロのお客様に対する損害賠償責任はその損害を生じさせた「ソフトウェア」についてその損害発生時までに支払われた手数料、月額料金及び保守費用を限度とするものとします。

第7条(契約終了)

1. 本契約の有効期間は、注文書又は申込書において定めるものとします。
2. お客様はいつでも「ソフトウェア」の使用を中止して、本契約を終了させることができます。ただし、既に支払った手数料、月額料金及び保守費用等の返還は請求できません。
3. オプロは、お客様が本契約のいずれかの条項に違反したときは、何等の催告を要せずに、本契約を解除し、お客様の違反により生じた損害の賠償を請求することができます。
4. 本契約が終了したときは、お客様は、直ちに「ソフトウェア」の使用を中止し、「ソフトウェア」をインストールした機械からを消去し、「本ソフトウェア製品」を販売店又はオプロに返還するものとします。

第8条(その他)

1. 本契約は、「ソフトウェア」の使用許諾に関するオプロとお客様の全ての合意を定めたものとします。
2. 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所をもって、第一審の専属管轄裁判所とします。

以上